

2023 年 5 月 23 日

各 位

海事産業強化法における指定金融機関として指定を受けました！

～海事産業における造船業と海運業の成長の好循環を支援します～

株式会社伊予銀行（頭取 三好 賢治）は、民間金融機関で初めて、造船法に基づく「事業基盤強化促進業務」および海上運送法に基づく「導入促進業務」を行う指定金融機関として指定を受けましたので、下記のとおりお知らせいたします。

「事業基盤強化促進業務」は、造船・船用事業者が作成する「事業基盤強化計画」※¹に基づき行う生産性向上の取組や事業再編等のための設備投資に対して、指定金融機関がツーステップローン ※²を行うものです。ツーステップローンの取扱い開始により、財政融資資金を活用して、長期・固定金利で、お客さまへ金融支援を行うことが可能となります。

また、「導入促進業務」は、海運事業者等が事業基盤強化計画の認定を受けた造船事業者と共同で作成する「特定船舶導入計画」※¹に基づき導入する環境負荷低減、安全、省力化の要件を満たす船舶に対し、同様の融資で金融面から支援するものです。

当行は、金融面の支援を通じて、地場産業である海事産業の更なる発展に貢献してまいります。

※¹ 「事業基盤強化計画」および「特定船舶導入計画」の概要

国土交通省のホームページ（https://www.mlit.go.jp/maritime/maritime_tk5_000068.html）をご参照ください。

※² ツーステップローンの概要

日本政策金融公庫から「指定金融機関」が長期固定金利資金の提供を受け、これを基に指定金融機関が事業者に融資を行う制度。

記

○指定日

2023 年 5 月 22 日（月）

○ツーステップローン概要

取扱開始時期	2023 年 5 月 23 日（火）
取扱店	本店営業部、三津浜支店、今治支店、波止浜支店、大島支店、伯方支店、新居浜支店、三島支店、西条支店、八幡浜支店、臼杵支店、津久見支店、佐伯支店、北九州支店、福岡支店、高松支店、高知支店、徳島支店、尾道支店、福山支店、岡山支店、徳山支店、神戸支店、大阪支店、東京支店、新宿支店 ※取扱店は必要に応じて追加予定
対象者	造船法に基づく事業基盤強化計画の認定を受けた造船、船用事業者、または海上運送法に基づく特定船舶導入計画の認定を受けた海運事業者等
資金使途	認定事業者の事業基盤強化または特定船舶導入計画の実施に必要な資金
貸出科目	証書貸付
貸出金額	認定事業にかかる費用の範囲内
貸出期間	5 年以上とする
貸出利率	一般の金融情勢に応じ、日本政策金融公庫からの資金調達のコストおよび信用補完措置等を勘案し利率を定める。
返済方法	元金均等返済

以上

海事産業強化法に基づく計画認定・支援制度の概要

(海事産業強化法:令和3年5月21日公布、8月20日施行)

＜造船・舶用＞ 造船・舶用事業者が作成する生産性向上や事業再編等の計画を認定・支援

＜海運＞ 海運事業者等と造船事業者が共同で作成する特定船舶（環境負荷低減、安全、省力化の要件を満たす船舶）の導入計画を認定・支援

⇒ 船舶の供給側の造船と需要側の海運の両面からの総合的な施策により好循環を創出

造船分野

事業基盤強化促進基本方針

(国土交通大臣等が策定)

大臣認定

事業基盤強化計画

(造船・舶用事業者が作成)

＜支援措置＞

- 日本政策金融公庫等による長期・低利融資
- 税制の特例

好循環を創出

海運分野

特定船舶導入促進基本方針

(国土交通大臣等が策定)

大臣認定

特定船舶導入計画

(海運事業者等と事業基盤強化計画の認定を受けた造船事業者が共同で作成)

＜支援措置＞

- 日本政策金融公庫等による長期・低利融資
- ＜外航船＞税制の特例
- ＜内航船＞鉄道・運輸機構の船舶共有建造制度の利率軽減等

支援措置の概要（計画認定を受ける場合のメリット）

事業基盤強化計画 (造船・船用事業者)

●日本政策金融公庫・指定金融機関による金融支援

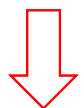
- ✓ 財政融資資金を活用したツーステップローン ※ 事業規模が、50億円又は過去3年の設備投資額の合計以上である場合

●税制の特例（事業再編を行う場合） ※計画認定後1年以内に登記した不動産に限る。

- ✓ 会社設立・合併、不動産売買等の登録免許税を最大80%（税率0.05%～1.6%）軽減

●地域未来投資促進法の計画認定手続簡素化

- ✓ 設備投資を行う場合の課税特例（法人税等）



事業基盤強化計画の認定を受けた造船事業者で特定船舶※を建造する場合 ※要件は、特別償却と概ね同じ。

特定船舶導入計画 (海運事業者等及び造船事業者)

●日本政策金融公庫・指定金融機関による金融支援

- ✓ 財政融資資金を活用したツーステップローン ※ 日本法人のみならず、日本法人の海外子会社等、密接な関係を有する海外法人も支援対象。
※ 事業規模が、50億円以上である場合

●〈外航船〉税制の特例

- ✓ 【固定資産税】「国際船舶」の要件を満たす特定船舶：課税標準を1/36に軽減（R5年度まで）
※ 通常の外航船の課税標準は1/6、「国際船舶」の課税標準：1/18

●〈内航船〉鉄道・運輸機構（JR TT）船舶共有建造制度の利率軽減等

- ✓ 共有割合を80～95%に拡大（通常は70～90%）、利率を0.2%軽減

支援措置(ツーステップローン制度の概要)

- 海運業における高性能・高品質な特定船舶を導入する事業及び造船業における事業基盤強化のための事業に関する計画の国土交通大臣の認定制度を創設し、当該認定を受けた計画に基づき行う事業について、株式会社日本政策金融公庫より融資を受けた指定金融機関が事業者に対し、長期・低利の融資を実施。



事業(例)

事業基盤強化事業

事業再編等の競争力強化のための基盤整備

※ 事業規模が、50億円又は過去3年の設備投資額の合計以上である場合



特定船舶導入事業

高性能・高品質な特定船舶の導入

※ 事業規模が、50億円以上である場合

